

新潟県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第1号

新潟県森林法施行細則の一部を改正する規則

新潟県森林法施行細則（平成12年新潟県規則第123号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(保安林の指定等に対する意見の聴取)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p><u>11 法第32条第3項の規定による公示は、新潟県報に登載して行うものとする。</u></p> <p>(土地の使用権設定に対する意見の聴取)</p> <p>第13条 <u>法第50条第2項の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行う。</u></p> <p><u>2 法第50条第1項の認可を受けようとする者並びに当該認可に係る土地の所有者及びその土地に関し所有権以外の権利を有する者(以下これらを「当事者」という。)がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、意見聴取会において、出席した当事者又はその代理人に証拠を提示させ、又は意見を陳述させることができる。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに証拠を提示せず、又は意見を陳述しないと認めるときは、その者がその証拠の提示をし、又は陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。</u></p> <p><u>4 前条第4項から第11項までの規定は、第1項の意見の聴取について準用する。この場合において、前条第4項及び第5項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、同条第4項及び第8項中「陳述に」とあるのは「証拠の提示又は陳述に」と、同条第8項中「陳述した」とあるのは「証拠を提示し、若しくは陳述した」と、「陳述若しくは」とあるのは「証拠の提示若しくは陳述若しくは」と、同条第11項中「第32条第3項」とあるのは「第50条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(保安林の指定等に対する意見の聴取)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>第13条 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。